

日本キャンプ協会 デイプログラム保険

行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険

公益社団法人日本キャンプ協会

取扱代理店 オフィステラ

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

日本キャンプ協会会員が申し込める、
日帰りタイプの傷害保険です。



© JAPAN-DA

キャンプの必需品

日本キャンプ協会の指導者が安心してキャンプ・
野外活動を行えるよう参加者と指導者のプログラ
ム中の事故をワイドに補償します。

日本キャンプ協会公認指導者用

日本キャンプ協会の指導者会員のためにつくら
れた制度です。会員のメリットを生かすことが
できます。

デイプログラム専用保険

日帰りプログラムのために作られた保険です。
廉価な保険料で手厚くサポートします。

●保険料と補償内容について (団体割引5%適用)

活動内容 (種目名) 補償内容	活動A	活動B	活動C
	磯あそび、工具及び道具 使用法、ハイキング、自 然観察、クラフト、料理 教室、オリエンテーリン グ(徒歩)、かんじき など	アイススケート、ロゲイ ニング、キャンプファイ ヤー、サイクリング、PA、 乗馬、ヨット、ミニキャン プなど	カヤック、カヌー、サー フィン、スキー(歩くス キーを含む)、ボディー ボード など
死亡・後遺障害	1,000万		
入院保険金日額	5,000円		
通院保険金日額	3,000円		
	52円 保険料(1名あたり)	253円 保険料(1名あたり)	503円 保険料(1名あたり)

※活動によっては補償できない場合もありますので、事前に相談ください。

(クライミングボード、ラフティング、シュノーケリング(船などで足のつかないところまで行く場合)など)

※この保険は、所定の集合・解散場所とご自宅の合理的な経路での往復途上で生じた事故によるケガも対象です。

●手続きの進め方かた

①

保険料を集め
(人数×保険料)

②

申込書に必要事項
を記入する

③

日本キャンプ協会に
FAX(03-3469-0504)

④

保険料を郵便局
から振り込む

⑤

申込完了

【注意事項】

○申し込み先: 日本キャンプ協会 デイプログラム保険係 FAX 03-3469-0504
(申込書をご利用ください)

○キャンプ開催日2日前が申込締切となります。(締め切り該当日が土、日、祝日の場合はその前日)

○キャンプ指導者※ご自身の掛け金もお忘れなく。(指導者数 + 参加者数) × (1名あたり) 保険料となります

※キャンプ指導者の方は、報酬(アルバイト代など。交通費実費、弁当代を除く)を伴う場合は人数に含めることができません。

○複数のキャンプ指導者がいる場合は代表してお1人がとりまとめてください。

●保険のあらまし

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 (死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額)	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 (後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%))	■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置
入院保険金 入院1日目から補償	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 (入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内))	■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
通院保険金 入院1日目から補償	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日から、その日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

保険内容のお問い合わせは

日本キャンプ協会ディプログラム保険事務局

〒152-0004 東京都目黒区鷹番2-9-3-202 (有) オフィステラ内

E-mail info@rm-terra.jp

tel 03-3792-2216

●注意事項

・このパンフレットは「レクリエーション保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款・特約集」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・契約者および被保険者は、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

南東京支店 渋谷支社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-19

東建インターナショナルビル2階

T E L : 03-5778-9718 F A X : 03-5778-9760

(受付時間：午前9時から午後5時まで)